

新型コロナウイルス感染症に係る茨城県非常事態宣言を踏まえた専任の主任技術者の兼務について

【専任の主任技術者が感染、又は出勤を自粛した場合の取扱い】

令和3年8月26日

茨城県土木部

新型コロナウイルス感染症に係る茨城県非常事態宣言を踏まえた対策強化の一環として、土木部発注工事において、専任の主任技術者が感染した場合や出勤を自粛した場合で交代要員がないときについては、工事を一時中止することなく、他の工事の主任技術者が兼務できることとしますので、お知らせします。

なお、この取扱いは、本日から当面の間、実施することとします。

記

1 対象工事（特定JVを除く。）

兼務する工事のうち、いずれかが下記①又は②に該当した場合

- ① 主任技術者が新型コロナウイルスに感染した場合であって、交代要員がないとき
- ② ワクチン接種が済んでいない主任技術者が出勤を自粛した場合であって、交代要員がないとき

2 兼務できる期間

感染又は出勤自粛した主任技術者が工事現場に復帰するまでの間

3 条件

- ・ 兼務する工事については、原則として同一市町村内であること。
- ・ 兼務する全ての工事について、監理技術者の配置を必要としないこと。
- ・ 兼務する主任技術者が、建設業法に規定する経營業務の管理責任者等又は営業所の専任技術者でないこと。
- ・ 兼務する主任技術者が、現場代理人でないこと。
- ・ 兼務する工事のうち、茨城県土木部以外の発注工事がある場合は、当該発注者から承認を得ていること。

※ 事前に発注者に申出を行い、必要な手続きを行うことが必要です。詳しくは、各発注者にお問合せください。